

教員養成セミナー11月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第2回◆教育原理②－B
Ⅱ.特別支援教育の近年の動向

講師：大西 圭介

テーマ1

障がい者への差別の解消に向けて

テーマ1

不当な差別的取り扱いの禁止

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、「**不当な差別的取扱い**」が**禁止**され、「合理的配慮の提供」が義務付けられた。

テーマ1

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

関係事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と**不当な差別的取扱い**をすることにより、**障害者の権利利益を侵害してはならない**こと。

ア 法が禁止する障害者の権利利益の侵害とは、障害者に対して、**正当な理由なく**、障害を理由として、**財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すこと**などによる権利利益の侵害であること。

テーマ1

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

イ 障害者を障害者でない者より優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）や、後述する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらないこと。

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）（平成27年11月）

テーマ1

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合であること。関係事業者は、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、関係事業者、第三者の権利利益の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であること。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて障害者を不利に扱うことは、法の趣旨を損なうため、適当ではないこと。

関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましいこと。

テーマ1

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

(1)合理的配慮の基本的な考え方

関係事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に**社会的障壁の除去**を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う**負担が過重でない**ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「**合理的配慮**」という。）をするように努めなければならないこと。

ア 合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で**本来の業務に付随するものに限られる**こと、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要があること。

テーマ1

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、関係事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であること。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではないこと。過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましいこと。

- 1 **事務・事業への影響の程度**（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 2 **実現可能性の程度**（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 3 **費用・負担の程度**
- 4 **事務・事業規模**
- 5 **財政・財務状況**

テーマ2

特別支援教育コーディネーター・
個別の教育支援計画・
個別の指導計画

テーマ2

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターとは

各学校の**校長は**、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、**校務分掌に明確に位置付ける**こと。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

(文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」2007年4月1日)

テーマ2

2つの計画

「**個別の教育支援計画**」・・・**学校生活だけでなく**家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って**幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要**であり、その際、家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画

「**個別の指導計画**」・・・教育上特別の支援を必要とする児童等の適切な指導及び必要な支援に当たっては、**個別の教育支援計画**に記載された一人一人の教育的ニーズや支援内容等を踏まえ、当該児童等に関わる教職員が協力して、**学校生活や各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等**を示した計画